

令和8年度
芦屋市明るい選挙推進協議会
総 会 資 料

日 時 令和8年6月1日(月)午前10時～
場 所 芦屋市役所 南館4階 理事者控室

総会次第

1 開 会

2 委員委嘱式 委嘱状交付

3 選挙管理委員会委員長あいさつ

4 会長あいさつ

5 議 事

(1)報告第1号 令和6年度事業実績及び自主会計収入支出報告について

(2)報告第2号 令和7年度事業実績及び自主会計収入支出報告について
監査報告

(3)議案第1号 令和8年度常時啓発事業の実施計画(案)及び令和8年度自主
会計収入支出予算(案)について

(4)議案第2号 規約改正(案)について

(5)議案第3号 役員改選について

6 報告事項・意見交換

7 閉 会

令和6年度常時啓発事業の実施結果

事業項目	事業内容
1 明るい選挙推進協議会 諸会議の開催	・明推協総会 日時 令和6年5月29日(水) 午前10時～12時
2 ホームページ啓発事業	・「明るい選挙啓発ポスター」受賞作品をホームページに掲示
3 啓発ポスター募集事業	・市内の小学校・中学校・高等学校から「明るい選挙啓発ポスター」を募集 募集期間 5月7日(火)～9月6日(金) 応募状況 小学校 7校 40点 中学校 4校 251点 高等学校 1校 6点 合計 12校 297点 審査 9月6日(金)に審査を実施(特選2名、入選11名、佳作17名) 特選及び入選作品13点を2次審査(県)へ送付 (県入選2点、中央入選はなし)
4 明るい選挙推進週間事業	・明るい選挙啓発ポスター展 … 兵庫県知事選挙と日程が重複したため中止 ・明るい選挙推進大会(リーダー養成研修) … 選挙日程と重複したため中止
5 市民政治学講座 (地域別講演会)	・講演会施設が大規模改修により、令和6年度は講座開設がなかったため中止
6 新成人等啓発事業	・18歳の誕生日に星座のイラスト入りバースデーカードと啓発冊子等を郵送 (888件) ・芦屋市二十歳のつとめ(1月13日開催)会場で啓発資材(エコ・ホールディング バッグ)を配布
7 阪神7市1町等明推協 連合会事業	・総会・啓発担当者会議への参加 総会6月5日(宝塚市)、啓発担当職員研修会1月29日(三田市)
8 児童・生徒会選挙支援事 業	・学校の生徒会選挙における投票箱・記載台等の貸出し 精道小1月17日～24日、宮川小12月11日～20日、山手小12月10日～18 日、打出浜小12月12日～19日、岩園小12月2日～5日、 潮見小12月10日～2月14日、潮見中12月9日～13日、県立芦屋特別支援学 校①6月25日～7月1日②2月10日～14日
9 選挙出前授業	・選挙の意義等について講義形式の授業及び模擬投票を実施 県立芦屋特別支援学校12月19日(木)12:50～14:00 県立国際中等学校1月23日(木)14:15～15:15

令和6年度選挙時啓発事業の実施結果

令和6年10月27日執行 衆議院議員総選挙
令和6年11月17日執行 兵庫県知事選挙

事業項目	事業内容
1 掲示・掲揚物による啓発	・啓発横断幕(市内5か所)の掲示
2 印刷物による啓発	・広報あしや(11月号)に啓発記事を掲載 ・啓発チラシを選挙通知書に同封し郵送
3 街頭啓発	・JR芦屋駅周辺において投票参加の呼び掛け、ポケットティッシュ等の啓発資材の配布(10月20日(日)、11月10日(日))
4 ホームページによる啓発	・芦屋市ホームページに掲載

令和6年度自主会計収入支出報告

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(収 入)

単位:円

項 目	収 入 額	内 訳
繰 越 金	471,191	令和5年度からの繰越
雑 入	241	預金利子
合 計	471,432	

(支 出)

単位:円

項 目	支 出 額	内 訳
事業費	3,000	菊寿会 年会費 3,000
合 計	3,000	

収入471,432円 — 支出3,000円 = 残高468,432円

令和7年度常時啓発事業の実施結果

事業項目	事業内容
1 明るい選挙推進協議会総会の開催	・明推協総会開催予定日付近で、衆議院解散議員総選挙執行されたため、開催できず
2 ホームページ啓発事業	・「明るい選挙啓発ポスター展」の受賞作品及び様子をホームページに掲示
3 啓発ポスター募集事業	・市内の小学校・中学校・高等学校から「明るい選挙啓発ポスター」を募集 募集期間 5月12日(月)～9月12日(金) 応募状況 小学校 8校 42点 中学校 4校 246点 高等学校1校 9点 合計 13校 297点 審査 9月5日(金)に審査会を実施(特選2名、入選11名、佳作17名) 特選及び入選作品13点を2次審査(県)へ送付 (県入選2点、中央入選なし)
4 明るい選挙推進事業	・明るい選挙啓発ポスター展 … 11月13日(木)～24日(月・祝) ・明るい選挙推進大会(リーダー養成研修) … 実施せず
5 市民政治学講座(地域別講演会)	・実施せず
6 新成人等啓発事業	・18歳の誕生日に星座のイラスト入りバースデーカードと啓発冊子等を郵送 (930件) ・芦屋市二十歳のつとめ(1月12日開催)会場で啓発資材(エコ・ホールディングバッグ)を配布
7 阪神7市1町等明推協連合会事業	・総会・啓発担当者会議への参加 総会 5月27日(三田市)に参加。なお、啓発担当職員研修会 1月21日(三田市)は、衆議院総選挙のため中止
8 学校生徒会選挙支援事業	・学校の生徒会選挙における投票箱・記載台等の貸出し 宮川小 9月25日～10月2日、岩園小 11月28日～12月11日、潮見中 12月9日～12日、県立芦屋特別支援学校 ① 6月23日～30日 ② 12月2日～12日、甲南女子中・高校 10月22日～24日
9 選挙出前授業	選挙の意義等について講義形式の授業及び模擬投票を実施 県立芦屋特別支援学校 12月11日(木)13:00～14:00 県立国際高等学校 3月17日(火)10:40～11:30

令和7年度選挙時啓発事業の実施結果

令和7年7月20日執行 参議院議員通常選挙

令和8年2月 8日執行 衆議院議員総選挙

事業項目	事業内容
1 掲示・掲揚物による啓発	・啓発横断幕(市内5か所)の掲示
2 印刷物による啓発	・広報あしや(4月1日号)に啓発記事を掲載 ・啓発チラシを選挙通知書に同封し郵送
3 街頭啓発	・JR芦屋駅周辺において投票参加の呼び掛け、ポケットティッシュ等の啓発資材の配布(7月13日(日))
4 ホームページによる啓発	・芦屋市ホームページに掲載

令和7年度自主会計収入支出報告

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(収 入)

単位:円

項 目	収 入 額	内 訳
繰 越 金	468,432	令和6年度からの繰越
雑 入	774	預金利子
合 計	469,206	

(支 出)

単位:円

項 目	支 出 額	内 訳
事業費	3,000	菊寿会 年会費 3,000
合 計	3,000	

収入469,206円 — 支出3,000円 = 残高466,206円

監 査 報 告

令和6年度及び令和7年度芦屋市明るい選挙推進協議会の会計

について、事前に監査を行った結果を報告いたします。

監査は、芦屋市明るい選挙推進協議会規約第7条第4項の規定に

基づき、会計帳簿・その他の関係書類及び銀行預金等照合検査した

ところ、その結果、収支ともに正当であると認めましたので、ここ

に報告いたします。

令和8年6月1日

監査委員代表 猿 丸 宏 子

議案第1号 令和8年度事業計画(案)及び自主会計収入支出予算(案)について

令和8年度常時啓発事業実施計画

事業項目	実施時期	対象者	内 容
1 諸会議の開催	4月～3月	明推協委員	総会の開催
2 ホームページ 啓発事業	4月～3月	一般市民	・「明るい選挙啓発ポスター展」の様子をホームページに掲示
3 啓発ポスター 募集事業	5月～11月	市内小・中・ 高校生	・明るい選挙の啓発ポスターを募集 ・明るい選挙啓発ポスター展 (啓発ポスター応募入選作品を市民センターに展示)
4 市民政治学講座 (地域別講演会事業)	1月～2月 (1回)	一般市民	政治学講座を公民館と共催
5 議会の傍聴	6月～3月	明推協委員 一般市民	市議会本会議の傍聴
6 新18歳等啓発 事業	4月～3月	新 18 歳	・誕生日に「バースデーカード」と「啓発冊子」を送付 ・「芦屋市二十歳のつどい」で啓発資材を配布
7 阪神7市1町 明推協連合会事業	4月～3月	選管委員 明推協委員 一般市民	総会、会議等に参加 地域別講演会、 地域リーダー養成研修の実施 啓発資材の配布
8 学校児童・生徒 選挙支援事業	4月～3月	市内小・中・ 高校生	学校の児童・生徒会選挙における投票箱・記載台等の貸出を行い実際の公職選挙に近い形の選挙を行う。有権者となる前に選挙の大切さを学び若年層の政治・選挙への関心の向上を図る。
9 選挙出前授業	4月～3月	市内小・中・ 高校生	選挙の意義及び仕組みについて、講義形式により1時限の授業を行う。

令和8年度自主会計収入支出予算(案)

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

(収 入)

単位:円

項 目	収 入 額	内 訳
繰 越 金	466,206	令和7年度からの繰越
7市1町連合会	65,000	・地域別講演会講師謝金 ・学校生徒会選挙支援事業
雑 入	700	預金利子
合 計	531,906	

(支 出)

単位:円

項 目	支 出 額	内 訳
事 業 費	113,000	会議費 10,000
		講演会実施事業費 100,000
		菊寿会年会費 3,000
予 備 費	418,906	
合 計	531,906	

議案第2号 規約改正(案)について

芦屋市明るい選挙推進協議会規約（改正案）

第1条～第3条（略）

第4条（構成）

【改正前】

第4条 協議会は、社会教育団体、芦屋市の各機関の関係者、学識経験者及び選挙啓発に関心のある市民の委員をもって構成する。

2 前項の委員は、芦屋市選挙管理委員会が委嘱する。

【改正後】

第4条 協議会は、社会教育団体、芦屋市の各機関の関係者、学識経験者及び選挙啓発に関心のある市民の委員をもって構成する。

2 前項の委員は、芦屋市選挙管理委員会が委嘱する。

3 第1項の委員のほか、第3条に規定する事業（以下「事業」という）を一層推進するため、協議会に明るい選挙推進サポーター（以下「推進サポーター」という）を置くことができる。

4 推進サポーターは、本市において実施された選挙において投票管理者、投票立会人等の選挙業務に一定の従事経験があり、協議会の事業に賛同する市民のうちから、委員の了承を得た上、登録する。

5 推進サポーターは、本人が申し出ることにより、その登録を解除することができる。

第5条～（略）

附 則

この規約は、令和8年6月1日から施行する。

議案第3号 役員改選について

役員の改選について

役員の任期が終了するため、令和8・9年度の役員を本会規約第5条及び第6条に基づき、次のとおり互選します。

令和8・9年度役員

職 名	氏 名	備 考
会 長		
副会長		
監 査		
監 査		

芦屋市明るい選挙推進協議会委員名簿

(令和8年総会時点)

	氏 名	備 考
1	池 澤 有希子	市民委員
2	石 井 美智子	市民委員
3	石 山 喜美子	市民委員
4	戎 井 恭 子	婦人会委員
5	猿 丸 宏 子	婦人会委員
6	村 上 由 起	市民委員

芦屋市明るい選挙推進協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、芦屋市明るい選挙推進協議会（以下「協議会」という。）と称す。

(目的)

第2条 協議会は、民主政治の基盤である選挙が、選挙人の自由に表明する意志によって、公正に行われるように、市民の政治意識の高揚に努め、投票率向上及び明るい選挙の達成を強力に推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、芦屋市選挙管理委員会と緊密な連絡を保ちながら、次の事業を行う。

- (1) この運動の有効適切な諸事業の企画と実施
- (2) この運動に伴う諸方策の調査と研究

(構成)

第4条 協議会は、社会教育団体、芦屋市の各機関の関係者、学識経験者及び選挙啓発に関心のある市民の委員をもって構成する。

2 前項の委員は、芦屋市選挙管理委員会が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第1項の委員がその属する団体又は機関の関係者でなくなったときは、委員を辞したものとみなし、新たにその団体又は機関の関係者を委員に委嘱するものとする。ただし、後任者が就任するまで在任するものとする。また、前任者が前条の市民の委員等として在任することを妨げない。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	2名
常任委員	若干名
監査委員	2名

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

ただし、委員中に異議がないときは、指名推薦の方法を用いることができる。

3 常任委員及び監査委員は、総会の同意を得て会長が指名する。

(役員の任務)

第7条 会長は、協議会を代表し会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代行する。

3 常任委員は、協議会の運営について事務を処理するとともに専門委員会を代表する。

4 監査委員は、協議会の事業及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(会議の種類)

第8条 会議は、次のとおりとする。

総 会
常任委員会
専門委員会

- 2 総会は、必要に応じて開催し、協議会が行う事業の基本方針の策定及び総合的企画を行う。
- 3 常任委員会は、役員で構成し、必要に応じて開催し、総会の付議事項及び緊急案件の審議、専門委員会間の調整並びに協議結果による運動の推進にあたる。
- 4 専門委員会は、協議会の事業を円滑かつ効果的に推進を図るため、特定の事項について具体的な企画並びに実施にあたる。
- 5 専門委員会は、次のとおりとする。

- (1) 広 報 委 員 会
- (2) 選挙時啓発委員会
- (3) 講演会実施委員会

- 6 委員は、会長及び副会長を除き、いずれかの専門委員会に所属するものとする。
(会議の運営)

第9条 会議は、会長（専門委員会にあつては、担当常任委員に読み替える。以下同じ。）が招集する。

- 2 会議の議長は、会長があたる。ただし、会長に事故があるときは、副会長又は会長の指名したものををもってこれに充てる。
- 3 会長及び副会長は専門委員会に出席し、意見を述べることができる。
- 4 会議は、必要に応じて、事業推進に係る者を出席させ、意見を述べるができる。
- 5 会議の議決は、出席委員の過半数で決し、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
(辞職)

第10条 会長が辞職しようとするときは、あらかじめ副会長に届け出るものとする。

- 2 会長以外が辞職しようとするときは、あらかじめ会長に届け出るものとする。
- 3 役員又は委員が公職の候補者となり、又は選挙運動若しくは政治活動をしようとするときは、辞職しなければならない。

(顧問)

第11条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、この運動に関して学識経験のある者を、総会の議を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会議に出席し意見を述べるができる。

(庶務)

第12条 協議会の庶務は、芦屋市選挙管理委員会事務局において行う。

(経費)

第13条 協議会に必要な経費は、芦屋市選挙管理委員会のもつ予算及びその他の収入をもってこれに充てる。

(補則)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等について必要な事項は、総会に

において定める。

- 2 この規約の改正は、芦屋市選挙管理委員会の同意を得て総会で決する。

附 則

- 1 この規約は、昭和40年6月5日から施行する。ただし、この規約の施行の際、現に委嘱された委員の任期は、従前の例により在職するものとする。
- 2 昭和32年5月4日芦屋市公明選挙協議会規約は、廃止する。

附 則

この規約は、昭和42年8月28日から施行する。

附 則

この規約は、昭和47年6月15日から施行する。

附 則

この規約は、昭和48年10月15日から施行する。

附 則

この規約は、昭和50年10月15日から施行する。

附 則

この規約は、昭和62年6月3日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成2年5月24日から施行する。
- 2 この規約による改正前に委嘱された委員の任期については、従前どおりとする。ただし、任期満了が平成4年3月31日以降の委員の任期については、平成4年3月31日までとする。
- 3 この規約による改正後はじめて委嘱される委員の任期については、平成4年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成8年8月7日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年5月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年5月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年5月15日から施行する。